

## 鳥取県告示第 556 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 20 年 9 月 25 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成 20 年 7 月 25 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人とっとり希望化計画 2 1
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山岡 憲樹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市湖山町西二丁目 540
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、鳥取県の秘めた人的、物質的力を発掘し、それを最大限に生かすための智恵を出し合うことによって、鳥取県を広く国内外にアピールし、また、市民参加型まちづくりに関する様々な事業及び非営利活動団体に対する支援をおこない、創造と活力にあふれた地域づくりの推進をすることによって、鳥取県を活性化し県民に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
会員の種別の変更